

大口町告示第14号

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成29年3月10日

大口町長 鈴木雅博

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領の一部を改正する要領

大口町妊婦、産婦及び乳児健康診査実施要領（平成9年大口町告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「B型肝炎及び梅毒の母子感染を防止するため」を「安心・安全な妊娠・出産のため」に改める。

第9条第1項中「HBs抗原陽性又は梅毒血清反応陽性と判明した妊婦に対してB型肝炎又は梅毒の母子感染防止に必要な事項について」を「健康診査の結果に基づき妊婦、産婦及び乳児に対して」に改める。

様式第1中「20, 890円」を「20, 460円」に改め、「HBs抗原」の次に「(陽性・陰性)」を加え、「17, 090円」を「18, 560円」に、「7, 420円」を「7, 890円」に、「10, 660円」を「10, 780円」に改める。

様式第2中「(医療機関用) *本受診票は助産所では使用できません。」を「(医療機関又は助産所)」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。